

嘉手納基地所属 F - 1 5 C 戦闘機のフレアー誤射事故に対する意見書

去る 8 月 2 5 日午前 1 1 時頃、嘉手納基地所属 F - 1 5 C 戦闘機が訓練終了後、基地に着陸する直前、パイロットの「不注意により」訓練用フレアーが分離し、国道 5 8 号に隣接する米陸軍貯油施設内に落下し芝生を焦がす事故が発生した。

落下地点は国道 5 8 号沿いのフェンスから約 2 0 メートルの至近距離にあり、一歩間違えば、貯油施設や国道を通行する車両を直撃しかねない状況であった。しかし、事故発生から数時間後には、米軍はフレアー誤射事故を起こした機体を、なんの説明もないまま飛行再開するなど住民無視もはなはだしい態度を取っていることは極めて遺憾である。

最近のフレアー事故については、2 0 0 3 年 8 月の滑走路への落下、2 0 0 6 年 3 月には今回同様の誤射事故が起こっている。今回も含めて米軍はいずれも「人為的ミス」であるとしているが、飛行中の機体からフレアーなど、さまざまな物体が落下してくるのでは、住民は常に戦場下の不安を感じなければならない状況に置かれることになる。このような米軍の無神経な訓練は絶対に許せるものではない。

よって、北谷町議会は、住民の生命・安全・財産を守る立場から、今回のフレアー誤射事故に厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、県民に公表すること。
- 2 兵員、乗員の綱紀を肅正し、再発防止策を講じその内容を公表すること。
- 3 F - 1 5 C 戦闘機部隊を嘉手納基地から撤去すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 6 年 8 月 2 8 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使(沖縄担当) 那覇防衛施設局長